# 省　令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十九日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

## 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第一**（第６条関係）<br>第１号様式<br>第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表<br>［表略］<br>（記載上の注意）<br>１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。<br>［(1)～(8)　略］<br>(9)　株式会社日本政策金融公庫の有する債権（社債（当該社債を有する株式会社日本政策金融公庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額<br>①　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。） | **別表第一**（第６条関係）<br>第１号様式<br>第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表<br>［同左］<br>（記載上の注意）<br>１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。<br>［(1)～(8)　同左］<br>(9)　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額<br>なお、それぞれの定義は、次のとおり。<br>①　破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸出金 |